令和８年度

第２回松江市中学校部活動地域展開推進協議会

日　時　　令和８年１０月１９日（月）　１０：００～１２：００

会　場　　松江市役所　　第１常任委員会室

次　第

１　開式

２　会長挨拶

３　議題

（１）報告①
「中海圏域３校における合同練習会」について

（２）報告②
「他市の状況について（鳥取市視察報告)」

（３）その他

４　講演　「これまでの部活動とこれからの部活動」
島根大学教育学部　　須﨑　康臣　先生

５　閉式

第 2 回松江市中学校部活動地域展開推進協議会　出席者名簿

	構成区分	氏名	所属団体名等	備考
1	有識者	須﨑　康臣	島根大学教育学部	
2	学校関係者	青山　求	松江市中学校長会	
3		上田　亜由美	松江市中学校体育連盟	
4		小室　淑子	松江市教育研究会中学校部局音楽部	
5	スポーツ・文化関係団体	福田　悟	松江市スポーツ少年団	
6		湯町　信夫	松江スポーツ協会	
7		竹内　淳	さんびる文化センター プラバホール	
8		松本　道博	松江市文化協会	
9	保護者代表	藤原　奈緒美	松江市 PTA 連合会	欠席
10		原田　岳志	松江市 PTA 連合会	
11	教育委員会が必要と認める者	岸本　篤	SPORTIVO 東出雲	
12		上代　裕一	湖北中部活動指導員	欠席

＜事務局＞

部局	役職・課名	氏　名	備考
教育委員会	教育長	青木　佳子	
	副教育長	川上　諭	
	副教育長	玉木　一男	
	学校教育課	福島　章洋	
	教育総務課	三島　淳	欠席
	学校管理課	小村　智宏	
	学校教育課	米原　哲治	
	学校教育課	田村　恵子	
	学校教育課	井上　優作	
	学校教育課	藤井　克典	
	学校教育課	常松　嗣典	
文化スポーツ部	スポーツ振興課	上山　真一	
	スポーツ振興課	昌子　雄人	
	スポーツ振興課	江戸　彰吾	
	文化振興課	中村　布由子	
	文化振興課	加藤　阿紀子	

松江市中学校部活動地域展開推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　松江市立中学校・義務教育学校（以下「中・義務教育学校」という。）の生徒が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、中学校部活動の地域展開について協議するため、松江市中学校部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）松江市中学校における部活動の地域展開に関すること。

（２）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１５人以内とし、次に掲げる者のうちから松江市教育委員会が委嘱する。

（１）識見を有する者

（２）教育関係団体に所属する者

（３）スポーツ・文化関係団体に所属する者

（４）松江市立小・中・義務教育学校の児童及び生徒の保護者

（５）その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、教育委員会が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認められるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第８条　協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則
（施行期日）
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。